

証券コード 2342
(発送日) 2024年5月29日
(電子提供措置の開始日) 2024年5月28日

株 主 各 位

福岡市中央区天神二丁目3番36号
株式会社トランスジェニック
代表取締役社長 福 永 健 司

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、法令及び定款の定めに基づき、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとっており、以下ウェブサイトに掲載しておりますが、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主の皆様へ、従前どおりの書面をお送りいたします。

・当社ウェブサイト

以下URLにアクセスして、「第26期 定時株主総会（2024年6月20日）」にお進みください。

<https://www.transgenic.co.jp/ir/stock/meeting/>



・東京証券取引所（東証）ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

以下URLにアクセスして、「銘柄名（会社名）」または「コード」の欄に「トランスジェニック」または「2342」を入力し、当社情報欄の「基本情報」をご選択のうえ、「縦覧書類/P R情報」「株主総会招集通知 / 株主総会資料」の順にお進みください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月19日（水曜日）午後6時までに議決権行使についてのご案内（3頁）に従って、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月20日(木曜日)午後2時(開場 午後1時30分)
2. 場 所 福岡市中央区天神二丁目5番55号
レソラ天神 5階 「レソラホール」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 目的事項
報告事項
1. 第26期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役2名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・事業報告「2.(5)業務の適正を確保するための体制」
 - ・事業報告「2.(6)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・事業報告「2.(7)会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類「連結注記表」
 - ・計算書類「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供制度または書面交付請求に関する詳細は、三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部までお問い合わせください。

＜電子提供制度に関するお問い合わせ先＞

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター
電子提供制度専用ダイヤル0120-696-505

(受付時間 土・日祝日を除く平日 9:00~17:00)

<https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

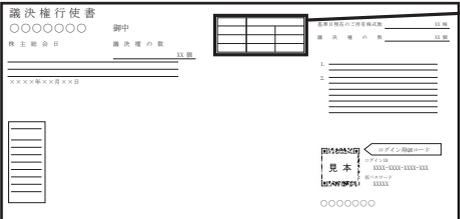


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <hr/> <p>日 時</p> <p>2024年 6月20日 (木曜日) 午後2時 (受付開始:午後1時30分)</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <hr/> <p>行使期限</p> <p>2024年 6月19日 (水曜日) 午後6時入力完了分まで</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <hr/> <p>行使期限</p> <p>2024年 6月19日 (水曜日) 午後6時到着分まで</p>
---	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



ここに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

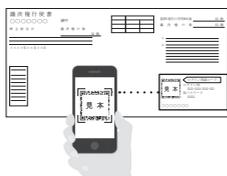
- ・インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動規制の緩和に伴うインバウンド需要の増加や賃金上げにより緩やかな回復基調が見られましたが、円安を基調とした急激な為替の変動やエネルギー・原材料価格の高騰が継続しており、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の中、創薬支援事業は、株式会社新薬リサーチセンター（以下、「新薬リサーチセンター」といいます。）の中央研究所（北海道恵庭市）の非臨床試験受託事業について、株式会社安評センター（以下、「安評センター」といいます。）へ集約を行うことを2023年4月に決定いたしました。この決定に伴い、中央研究所の主要施設である動物試験施設については既受注試験終了後に計画通り稼働を停止した結果、新薬リサーチセンターの売上高は前期比で減少いたしました。一方、安評センターは、海外からの遺伝毒性試験の好調な受注獲得を背景に受託試験の案件数は増え、売上高も前期比で増加いたしました。より高収益な事業体への転換を図るため、中期発がん性試験などの高付加価値・差別化可能な新規サービスの導入や既存サービスの即戦力となる人員補強及び施設の拡充を積極的に進めたため、これらの先行投資に係る費用負担が生じました。

投資・コンサルティング事業につきましても、株式会社TGMにおいて大型受注案件が完了したほか、その他の子会社においても円安を背景とする物価上昇を受けた販売価格の改定及び営業力の強化を進めたことで、前期比で大幅な増収・増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は13,083,458千円（前期比14.5%増）となりました。また、営業損益につきましても89,436千円の利益（前期は25,150千円の損失）となりました。

経常利益につきましては、為替差益等の営業外収益88,462千円を計上した一方、支払利息等の営業外費用69,572千円を計上した結果、108,326千円（前期比45.6%減）となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、支払解決金等の特別損失65,298千円、「法人税、住民税及び事業税」48,938千円、法人税等調整額△9,844千円及び非支配株主に帰属する当期純損失98千円を計上した結果、4,085千円の利益（前期は409,668千円の損失）となりました。

イ. 創薬支援事業

当連結会計年度の業績につきましては、上記のとおり、新薬リサーチセンターの中央研究所の非臨床試験受託事業を安評センターへ集約する過程において新薬リサーチセンターの売上は減少したものの、安評センターの売上増加のほか、前期末にグループに加入した株式会社MASCの売上が寄与し増収となりました。一方、安評センターにおける高付加価値新規サービスの導入や既存サービスの即戦力となる人員の補強及び施設の拡充のための先行投資を積極的に行った結果、営業費用は増加いたしました。

この結果、売上高につきましては2,318,244千円（前期比2.9%増）となり、営業利益につきましても138,583千円の損失（前期は20,659千円の利益）となりました。

ロ. 投資・コンサルティング事業

当連結会計年度の業績につきましては、株式会社TGMにおいて大型受注案件が完了したほか、その他の子会社においても円安を背景とする物価上昇を受けた販売価格の改定及び営業力強化を進めたことで売上高が伸長し、セグメント利益も前期比で大幅に増加いたしました。

この結果、売上高につきましては10,771,933千円（前期比17.3%増）となり、営業利益につきましても429,661千円（前期比162.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は278,150千円であります。その主なものは、次のとおりであります。

創薬支援事業：動物飼育施設空調機等の更新	116,964千円
研究棟空調機の更新	12,500千円

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループ内の所要資金として、金融機関より短期借入金として1,028,000千円、長期借入金として210,000千円の資金調達を実施いたしました。

④ 他の会社の株式の取得の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式の処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第23期 2021年3月期	第24期 2022年3月期	第25期 2023年3月期	第26期 (当連結会計年度) 2024年3月期
売上高(千円)	11,046,139	12,576,568	11,429,684	13,083,458
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (千円)	546,289	1,876,340	△409,668	4,085
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	31.45	109.52	△24.32	0.24
総 資 産(千円)	8,918,812	10,440,710	10,672,931	9,810,999
純 資 産(千円)	5,036,903	6,636,782	6,122,519	5,998,464
1株当たり純資産額(円)	283.07	388.43	356.98	355.19

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第23期 2021年3月期	第24期 2022年3月期	第25期 2023年3月期	第26期 (当事業年度) 2024年3月期
売上高及び営業収益(千円)	376,784	365,131	397,171	371,175
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	179,994	2,712,136	△104,001	△662,189
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	10.36	158.30	△6.17	△39.41
総 資 産(千円)	4,728,457	7,632,527	7,986,410	6,941,992
純 資 産(千円)	4,390,506	6,836,784	6,658,334	5,860,758
1株当たり純資産額(円)	252.79	406.51	394.96	353.18

(注) 当社は、2021年4月1日付で、当社子会社へ当社事業（遺伝子改変マウス事業及び抗体事業）を事業譲渡し、純粋持株会社体制へ移行しております。これに伴い、事業から生じる収益については第24期から「営業収益」として計上しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)新薬リサーチセンター	50,000千円	100.0%	医薬品・食品・化学品の非臨床試験、医薬品・食品等の臨床試験
(株)安評センター	100,000千円	(間接所有) 100.0%	医薬品・食品・農薬・化学物質等の安全性試験の受託・遺伝子改変マウスの作製受託
(株)メディアフォーム	10,000千円	100.0%	治験事務局業務、病院支援業務
医化学創薬(株)	100,000千円	51.9%	糖鎖受託解析、糖鎖受託合成、抗体作製受託・抗体関連製品の販売
(株)プライミューン	22,000千円	(間接所有) 51.9%	研究用試薬販売
(株)ルナパス毒性病理研究所	6,000千円	100.0%	病理ピアレビューサービス
(株)MASC	10,000千円	100.0%	治験コーディネーター業務
(株)TGビジネスサービス	10,000千円	100.0%	経営コンサルティング
(株)ルーペックスジャパン	8,000千円	(間接所有) 100.0%	情報通信機器関連の開発・販売
(株)アウトレットプラザ	30,000千円	(間接所有) 99.9%	家電製品の小売・卸売
(株)TGM	33,000千円	(間接所有) 100.0%	複層ガラス資材及びガラス加工設備の輸入販売
ギャラックス貿易(株)	20,000千円	(間接所有) 99.9%	洋食器等の輸入販売
(株)ホープ	4,000千円	(間接所有) 100.0%	プリンタートナー等の輸入販売
(株)東名商会	4,000千円	(間接所有) 100.0%	米袋等の企画・販売

(4) 対処すべき課題

グループの成長を維持し企業価値の持続的向上を実現するためには、事業領域の両輪である創薬支援事業と投資・コンサルティング事業について、双方の事業特性を活かしながら事業基盤の拡大を図っていくことが重要であると考えております。

イ. 創薬支援事業

当事業は、創薬の初期段階である探索基礎研究・創薬研究から、非臨床試験、臨床試験まで、創薬のあらゆるステージに対応できるシームレスなサービスをグループで展開しております。

当事業は、人材及び設備に対する先行投資や中長期的な先端技術の開発努力が必要とされる反面、成果獲得時には高収益が期待でき、中長期的に大きな成長が期待できます。

当社は、グループ再編の完結ステージとして、経営資源集約を通じた更なる事業運営の合理化、営業力の強化及び強い競争力を持つ中核会社の創設を目的とし、2024年10月1日（予定）に新薬リサーチセンターと安評センターとの間で合併による経営統合を行うことを、2023年11月に決議いたしました。新薬リサーチセンターは、基礎研究・探索研究の後に実施される非臨床薬効薬理試験受託領域に強みを持っているほか、研究開発の最終ステージで実施される医薬・食品臨床試験受託サービスも提供しております。また、安評センターは、遺伝子改変マウス事業を有しているほか、小動物から大動物まで網羅した安全性試験の受託が可能であり、特に、遺伝子改変マウスを用いた遺伝毒性試験は国内外で高い競争力を誇っており、水生生物・植物を用いた環境毒性試験にも強み・特徴を有する国内では数少ないCROであります。さらに、新規サービス導入を決定した「中期発がん性試験」も、高付加価値・差別化可能なサービスとなり得ると考えております。本経営統合により、両社が有する強みある技術・事業の統合を通じて、シームレスなトータルサービスの提供を可能にし、企業価値の最大化を図ってまいります。

ロ. 投資・コンサルティング事業

当事業では、M&Aによる新規事業の推進や事業承継等に係る助言・支援サービスを行っております。M&Aによって当社グループに加入した企業へ適切なサポートを実施することにより、グループ各社が着実に利益貢献する基盤を構築し、グループ業績の拡大に寄与してまいりました。

後継者不足問題や国内市場の縮小による再編加速という環境の中、投資・コンサルティング事業は、創薬支援事業と比較して優良投資先の発掘及び投資による短期間での成果獲得が可能であり、安定した業績成長が見込めると考えております。

円安傾向の定着や仕入コストの増加等で厳しい経営環境が予想されますが、これまでにグループで培ったノウハウを活かして、既投資先の収益力の向上に努めるとともに、リスク分散に配慮しながら投資先の発掘を行い、今後も積極的な投資を継続してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
創薬支援事業	遺伝子改変マウスの作製、抗体作製受託、受託医薬品・食品の臨床試験受託、治験コーディネーター業務、薬物動態試験、農薬・食品関連物質等の安全性試験等の非臨床試験受託、病理ピアレビューサービス
投資・コンサルティング事業	M&Aによる新規事業の推進 (主な運営事業) 情報通信機器関連の開発・販売、家電製品の小売・卸売、複層ガラス用副資材及びガラス加工設備の輸入販売、洋食器等の輸入販売、プリンタートナー等の輸入販売、米袋等の企画・販売

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	福岡市中央区天神二丁目3番36号
神戸研究所	神戸市中央区
東京オフィス	東京都千代田区

② 主要な子会社の事業所

会 社 名	名 称 及 び 所 在 地
(株) 新薬リサーチセンター	本社：東京都千代田区 中央研究所：北海道恵庭市 神戸研究所：神戸市中央区
(株) 安評センター	本社：静岡県磐田市 ジェノミクス事業部：神戸市中央区 久留米モダリティ分析センター：福岡県久留米市
(株) メディフォーム	本社：北海道恵庭市
医 化 学 創 薬 (株)	本社：北海道恵庭市 神戸研究所：神戸市中央区
(株) プライミューン	本社：神戸市中央区
(株) ルナパス毒性病理研究所	本社：静岡県浜松市
(株) M A S C	本社：札幌市中央区
(株) T G ビジネスサービス	本社：福岡市中央区
(株) ルーベックスジャパン	本社：横浜市港北区
(株) アウトレットプラザ	本社：東京都千代田区
(株) T G M	本社：東京都千代田区
ギャラックス貿易(株)	本社：東京都品川区
(株) ホーブ	本社：埼玉県八潮市
(株) 東名商会	本社：岐阜県岐阜市

(7) 使用人の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
創薬支援事業	161名	2名減
投資・コンサルティング事業	69名	2名増
全社（共通）	6名	—
合計	236名	—

（注）使用人数には、契約社員、パートタイマー及び派遣社員等臨時社員63名は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	—	46.5歳	6.2年

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	524,500千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	375,000千円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	308,116千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 43,630,100株
- ② 発行済株式の総数 16,999,141株
- ③ 株主数 12,256名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 S B I 証 券	497,848	3.00
藤 井 正 樹	173,000	1.04
福 永 健 司	170,500	1.02
株 式 会 社 ム ト ウ	160,200	0.96
株式会社リムジンインタナショナル	152,900	0.92
原 田 育 生	150,000	0.90
水 越 敦	136,900	0.82
J. P. Morgan Securities plc	127,800	0.77
山 崎 学	120,700	0.72
平 川 徹	106,300	0.64

- (注) 1. 当社は、自己株式を405,422株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数 (株)	交 付 対 象 者 数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	26,000	4

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3) ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2024年3月31日現在)

発行決議の日	2019年8月28日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 200,000株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり42,900円
権利行使期間	2019年9月19日から 2029年9月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	当社と新株予約権割当対象者の間で締結した「新株予約権割当契約書」の定めるところによる
役員の保有状況	当社取締役(社外取締役を除く)
	保有者数 4名
	保有数 1,500個
	目的である株式の数 150,000株

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福永健司	株式会社新薬リサーチセンター 代表取締役社長 株式会社TGビジネスサービス 代表取締役社長 株式会社安評センター 代表取締役社長
取締役	北島俊一	CRO事業本部及び施設運営室担当 株式会社新薬リサーチセンター 取締役 株式会社安評センター 取締役
取締役	船橋 泰	IR&コーポレート管理室及び情報管理室担当 株式会社TGビジネスサービス 取締役 株式会社新薬リサーチセンター 監査役 株式会社安評センター 監査役
取締役	渡部一夫	経理財務部担当 株式会社新薬リサーチセンター 取締役 株式会社TGビジネスサービス 取締役 株式会社安評センター 取締役
取締役	清藤 勉	株式会社免疫生物研究所 代表取締役社長 株式会社A I B i o 代表取締役社長
取締役	斎藤徳高	株式会社三菱ケミカルリサーチ シニアコンサルタント
常勤監査役	友永良二	友永公認会計士事務所 代表
監査役	佐藤貴夫	桜田通り総合法律事務所 弁護士 株式会社ファンドクリエーショングループ 社外取締役 株式会社ファンドクリエーション 取締役
監査役	本坊正文	株式会社MCAホールディングス 代表取締役社長 株式会社山鹿蒸留所 代表取締役社長 田苑酒造株式会社 代表取締役会長兼社長 株式会社高島ワイナリー 取締役

- (注) 1. 取締役清藤勉氏及び斎藤徳高氏は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役友永良二氏、監査役佐藤貴夫氏及び監査役本坊正文氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役友永良二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役佐藤貴夫氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、常勤監査役友永良二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外取締役及び社外監査役の全員との間で会社法第423条第1項の損害賠償を限定す

る契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額となります。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務について善意でかつ重大な過失がないときに限りません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者が負担することになる損害賠償金・防御費用の損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては担当職務、各期の業績、貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬等、非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、担当職務、各期の業績、貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

c. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。

なお、指標として連結営業利益を選定した理由は、当社の経営上の重要なKPIの一つであるためです。また、各取締役の賞与の支給額の算定にあたっては、当社グループの業績や経営環境、各取締役

の貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

d. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、株主総会において取締役の金銭報酬枠とは別枠で承認を得た年額40,000千円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）としております。また、各対象取締役への具体的な配分については、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、概ね固定報酬が80%、業績連動に係る報酬が10%、非金銭報酬等が10%となるような割合を基礎として決定しております。

f. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長福永健司がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案し、各取締役の基本報酬の額、各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の額及び非金銭報酬等の評価配分であります。

なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ロ. 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	31,031	22,310	－	8,721	7
(うち社外取締役)	(1,800)	(1,800)	(－)	(－)	(2)
監査役	9,000	9,000	－	－	3
(うち社外監査役)	(9,000)	(9,000)	(－)	(－)	(3)
合計	40,031	31,310	－	8,721	10
(うち社外役員)	(10,800)	(10,800)	(－)	(－)	(5)

- (注) 1. 2023年6月21日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社子会社の取締役兼務に係る報酬等は当該子会社で一部費用を負担しております。上記の当社負担額と子会社負担額を合計した取締役の報酬等の額は66,710千円であります。
4. 株主総会の決議(2000年11月10日改定)による取締役報酬限度額は月額20,000千円であり、株主総会の決議(2000年11月10日改定)による監査役報酬限度額は月額10,000千円であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名であります。
5. 非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬であり、2022年6月23日開催の定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬の額として年額40,000千円以内、株式数の上限を年5万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は5名です。また、報酬の額は当期において費用計上した額を記載しております。
6. 業績連動報酬等に係る業績指標としている連結営業利益の目標は300,000千円としておりましたが、実績は89,436千円でした。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役清藤勉氏は、株式会社免疫生物研究所及び株式会社A I B i oの代表取締役社長であります。株式会社免疫生物研究所と当社は資本業務提携を行っております。株式会社A I B i oと当社との間には特別な関係はありません。

取締役斎藤穂高氏は、株式会社三菱ケミカルリサーチのシニアコンサルタントであります。同社と当社との間には特別な関係はありません。

監査役友永良二氏は、友永公認会計士事務所の代表であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

監査役佐藤貴夫氏は、桜田通り総合法律事務所所属の弁護士及び株式会社ファンドクリエーショングループの社外取締役、株式会社ファンドクリエーションの取締役であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

監査役本坊正文氏は、株式会社M C Aホールディングス及び株式会社山鹿蒸留所の代表取締役社長、田苑酒造株式会社の代表取締役会長兼社長、株式会社高島ワイナリーの取締役であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	清藤 勉	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、経験豊富な経営者としての知見から、適宜発言を行っており、当社コーポレートガバナンスの強化並びに客観的な立場での経営の監督において適切な役割を果たしております。
取締役	斎藤 穂高	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、創薬支援事業領域における豊富な経験や高い見識から、適宜発言を行っており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。
常勤監査役	友永良二	当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査役会7回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	佐藤 貴夫	当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査役会7回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	本坊 正文	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会7回全てに出席し、経験豊富な経営者としての知見から、適宜発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任又は不再任の決定を行います。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,549,505	流動負債	2,434,288
現金及び預金	2,478,229	買掛金	276,141
受取手形、売掛金及び契約資産	1,342,735	未払金	238,718
商品及び製品	1,592,915	短期借入金	448,000
仕掛品	507,606	1年内償還予定の社債	14,000
原材料及び貯蔵品	127,179	1年内返済予定の長期借入金	452,733
その他	507,679	リース債務	15,251
貸倒引当金	△6,839	未払法人税等	43,908
固定資産	3,261,493	前受金	655,548
有形固定資産	2,142,211	賞与引当金	71,761
建物及び構築物	1,082,845	受注損失引当金	1,661
機械装置及び運搬具	11,218	その他	216,564
工具、器具及び備品	126,850	固定負債	1,378,246
土地	896,676	社債	123,000
リース資産	5,920	長期借入金	1,184,570
建設仮勘定	18,700	リース債務	19,506
無形固定資産	533,010	長期未払金	13,526
のれん	512,287	退職給付に係る負債	37,644
ソフトウェア	13,113	負債合計	3,812,535
その他	7,609	(純資産の部)	
投資その他の資産	586,271	株主資本	5,842,463
投資有価証券	128,593	資本金	50,000
長期貸付金	1,000	資本剰余金	3,861,314
繰延税金資産	321,978	利益剰余金	2,067,097
その他	149,851	自己株式	△135,948
貸倒引当金	△15,151	その他の包括利益累計額	51,420
資産合計	9,810,999	その他有価証券評価差額金	25,959
		為替換算調整勘定	25,461
		新株予約権	200
		非支配株主持分	104,380
		純資産合計	5,998,464
		負債純資産合計	9,810,999

連結損益計算書

（自 2023年4月1日
至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	金	額
売上高		13,083,458
売上原価		10,834,194
売上総利益		2,249,263
販売費及び一般管理費		2,159,827
営業利益		89,436
営業外収益		
受取利息	102	
受取配当金	175	
為替差益	39,286	
受取保険金	7,660	
保険解約返戻金	10,635	
貸倒引当金戻入額	13,785	
債務勘定整理益	11,072	
その他	5,745	88,462
営業外費用		
支払利息	47,476	
事務所移転費用	7,528	
手形売却損	7,107	
その他	7,459	69,572
経常利益		108,326
特別利益		
固定資産売却益	53	53
特別損失		
固定資産売却損	3,110	
固定資産除却損	2,951	
支払解決金	59,236	65,298
税金等調整前当期純利益		43,081
法人税、住民税及び事業税	48,938	
法人税等調整額	△9,844	39,093
当期純利益		3,987
非支配株主に帰属する当期純損失		98
親会社株主に帰属する当期純利益		4,085

連結株主資本等変動計算書

（自 2023年4月1日
至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	50,000	3,869,990	2,147,300	△76,915	5,990,375
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△84,288		△84,288
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,085		4,085
自己株式の取得				△78,617	△78,617
自己株式の処分		△8,676		19,584	10,908
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	△8,676	△80,203	△59,033	△147,912
当 期 末 残 高	50,000	3,861,314	2,067,097	△135,948	5,842,463

	その他の包括利益累計額			新 予 約 株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	9,064	18,401	27,465	200	104,478	6,122,519
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△84,288
親会社株主に帰属する 当期純利益						4,085
自己株式の取得						△78,617
自己株式の処分						10,908
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16,895	7,060	23,955		△98	23,857
当期変動額合計	16,895	7,060	23,955	—	△98	△124,055
当 期 末 残 高	25,959	25,461	51,420	200	104,380	5,998,464

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,521,171	流動負債	413,868
現金及び預金	1,049,495	未払金	92,447
売掛金	32,101	短期借入金	30,000
前払費用	8,347	1年内返済予定の 長期借入金	262,071
関係会社短期貸付金	3,342,000	未払費用	3,866
その他	92,592	未払法人税等	4,365
貸倒引当金	△3,366	前受金	8,406
固定資産	2,420,820	賞与引当金	1,718
有形固定資産	985,923	その他	10,992
建物	386,040	固定負債	667,365
構築物	4,736	長期借入金	660,747
工具、器具及び備品	9,368	繰延税金負債	6,618
土地	585,778	負債合計	1,081,234
投資その他の資産	1,434,897	(純資産の部)	
投資有価証券	126,284	株主資本	5,834,824
関係会社株式	1,290,864	資本金	50,000
その他	17,748	資本剰余金	4,032,130
資産合計	6,941,992	その他資本剰余金	4,032,130
		利益剰余金	1,888,642
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,876,142
		繰越利益剰余金	1,876,142
		自己株式	△135,948
		評価・換算差額等	25,733
		その他有価証券評価差額金	25,733
		新株予約権	200
		純資産合計	5,860,758
		負債純資産合計	6,941,992

損 益 計 算 書

（自 2023年4月1日）
（至 2024年3月31日）

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		371,175
営 業 費 用		298,167
営 業 利 益		73,008
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	14	
貸倒引当金戻入額	10,856	
債務勘定整理益	11,072	
そ の 他	1,273	23,217
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,365	
支 払 手 数 料	235	
そ の 他	81	9,682
経 常 利 益		86,542
特 別 損 失		
関係会社株式評価損	737,082	737,082
税 引 前 当 期 純 損 失		650,540
法人税、住民税及び事業税	11,235	
法人税等調整額	413	11,649
当 期 純 損 失		662,189

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	50,000	4,040,806	4,040,806	12,500	2,622,620	2,635,120	△76,915	6,649,012	
当期変動額									
剰余金の配当					△84,288	△84,288		△84,288	
当期純損失					△662,189	△662,189		△662,189	
自己株式の取得							△78,617	△78,617	
自己株式の処分		△8,676	△8,676				19,584	10,908	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								—	
当期変動額合計	—	△8,676	△8,676	—	△746,477	△746,477	△59,033	△814,187	
当期末残高	50,000	4,032,130	4,032,130	12,500	1,876,142	1,888,642	△135,948	5,834,824	

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	9,122	9,122	200	6,658,334
当期変動額				
剰余金の配当				△84,288
当期純損失				△662,189
自己株式の取得				△78,617
自己株式の処分				10,908
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	16,610	16,610		16,610
当期変動額合計	16,610	16,610	—	△797,576
当期末残高	25,733	25,733	200	5,860,758

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 城戸 昭博

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 甲斐 貴志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トランスジェニックの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランスジェニック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 城戸 昭博

公認会計士 甲斐 貴志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トランスジェニックの2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社トランスジェニック	監査役会
常勤監査役（社外監査役）	友 永 良 二 ㊟
社外監査役	佐 藤 貴 夫 ㊟
社外監査役	本 坊 正 文 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、拡大成長に向けた各種投資を更に積極的に行う一方、株主の皆様への適切な利益還元を経営における重要課題の一つとして認識し、安定配当の維持及び継続を基本方針としています。

この方針に基づき、株主の皆様信頼性の高い配当政策を継続的に行うこと及び当社の現在の財務状況や今後の成長戦略を総合的に勘案した結果、当期の期末配当金につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は49,781,157円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月21日を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

創薬支援事業及び投資・コンサルティング事業の拡大成長を一段と加速させ、企業価値向上を図る上で、純粋持株会社としての当社の位置付けを明確にするため、「株式会社トランスジェニック」から新商号「株式会社トランスジェニックグループ」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は附則を設け2024年10月1日とし、効力発生日経過後これを削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社トランスジェニック</u>と称し、英文では、<u>TRANS GENIC INC.</u>と表示する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社トランスジェニックグループ</u>と称し、英文では、<u>TRANS GENIC GROUP INC.</u>と表示する。</p> <p>附則</p> <p><u>(商号に関する効力発生)</u></p> <p>第1条 <u>定款第1条(商号)の変更は、2024年10月1日に効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため取締役2名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	たかしま こうじ 高島 浩二 (1958年12月15日生) 【新任】	1981年4月 日本通運株式会社 入社 1985年8月 株式会社ボゾリサーチセンター 入社 2014年4月 株式会社ボゾリサーチセンター 執行役員 第一営業部・研究企画部担当 2023年2月 株式会社安評センター 入社 事業推進本部本部長代理 2023年6月 株式会社安評センター 取締役 事業推進本部本部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社安評センター 取締役	-株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>高島浩二氏は、2023年よりグループ会社である(株)安評センターの取締役として、創業支援事業領域での長年にわたる豊富な経験及び知見を基に、経営的・専門的視点から事業推進に努めてきました。今後においても、当社グループにおける創業支援事業の発展に大きく貢献するものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
2	とみた あきひと 富田 昭仁 (1973年11月14日生) 【新任】	1998年10月 監査法人トーマツ（現有限責任 監査法人トーマツ） 入所 2002年 5 月 公認会計士登録 2021年 8 月 当社入社 グループ事業推進部 担当部長（現任） 2023年 6 月 株式会社T G ビジネスサービス 取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社T G ビジネスサービス 取締役	10,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>富田昭仁氏は、公認会計士として長年にわたり各種業界の企業に対する会計監査、内部統制構築支援、事業コンサルティング等の業務に従事し、豊富な知識と経験を有しております。当社入社後は、グループ事業のガバナンス強化等を推進し、企業価値の向上に努めてきました。今後においても、当社グループにおける投資コンサルティング事業の発展に大きく貢献するものと判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防衛費用の損害を填補することとしております。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ともなが りょうじ 友永 良二 (1958年3月12日生) 【再任】 【社外】	1982年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1986年4月 公認会計士登録 1993年5月 Deloitte&Touche ニューヨーク事務所（1997年7月帰任） 2001年8月 税理士登録 2001年8月 公認会計士・税理士友永良二事務所開設 代表 2002年5月 税理士法人トーマツ（現デロイトトーマツ税理士法人）参画 2018年8月 友永公認会計士事務所開設 代表（現任） 2020年6月 当社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 友永公認会計士事務所 代表	-株
<p>【社外監査役候補者とした理由】 友永良二氏は、2020年より当社の常勤監査役として、公認会計士としての企業会計に関する専門知識と国内外における監査及びコンサルティングの豊富な経験を基に、実効性の高い監査や助言等において、適切な役割を果たしていただいております。今後においても、十分な監督、助言等をいただくことを期待し、社外監査役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	さとう たかお 佐藤 貴夫 (1963年8月5日生) 【再任】 【社外】	1995年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2001年4月 佐藤貴夫法律事務所開設 2006年4月 慶応義塾大学大学院法務研究科非常勤講師（現任） 2008年4月 東京簡易裁判所 民事調停委員（現任） 2008年6月 当社 社外監査役（現任） 2009年5月 株式会社ファンドクリエーショングループ 社外監査役 2011年10月 霞が関法律会計事務所 弁護士 2013年2月 株式会社ファンドクリエーショングループ 社外取締役（現任） 2013年2月 株式会社ファンドクリエーション 取締役（現任） 2015年3月 桜田通り総合法律事務所 弁護士（現任） 2016年3月 株式会社ACD 代表取締役 （重要な兼職の状況） 桜田通り総合法律事務所 弁護士 株式会社ファンドクリエーショングループ 社外取締役 株式会社ファンドクリエーション 取締役	2,380株
【社外監査役候補者とした理由】 佐藤貴夫氏は、2008年より当社社外監査役として、弁護士として長年の経験により培われた企業法務に関する専門知識と豊富な経験を基に、客観的・独立的な立場から当社の業務執行の監督等に適切な役割を果たしていただいております。今後においても十分な監督と助言をいただくことを期待し、社外監査役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
3	ほんぼう まさふみ 本坊 正文 (1955年5月27日生) 【再任】 【社外】	<p>1979年4月 南九州コカ・コーラボトリング株式会社入社</p> <p>1998年1月 同社経理部長</p> <p>2001年4月 同社取締役財務部長</p> <p>2006年4月 同社常務取締役経営企画室長</p> <p>2010年4月 同社常務取締役営業本部長</p> <p>2012年9月 株式会社MCAホールディングス 代表取締役社長（現任）</p> <p>2013年3月 株式会社V i n E x x山鹿（現株式会社山鹿蒸留所） 代表取締役社長（現任）</p> <p>2019年9月 株式会社高畠ワイナリー 代表取締役会長</p> <p>2020年6月 当社 社外監査役（現任）</p> <p>2020年9月 株式会社高畠ワイナリー 取締役会長</p> <p>2022年9月 田苑酒造株式会社 代表取締役会長</p> <p>2023年3月 田苑酒造株式会社 代表取締役会長兼社長（現任）</p> <p>2023年9月 株式会社高畠ワイナリー 取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社MCAホールディングス 代表取締役社長</p> <p>株式会社山鹿蒸留所 代表取締役社長</p> <p>株式会社田苑酒造株式会社 代表取締役会長兼社長</p> <p>株式会社高畠ワイナリー 取締役</p>	15,000株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>本坊正文氏は、2020年から当社社外監査役として、企業経営者としての長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を基に、経営的な視点で業務執行の監督等に適切な役割を果たしていただいております。今後においても、十分な監督と助言をいただくことを期待し、社外監査役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 各候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 各候補者は、現在当社の社外監査役ですが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、友永良二氏が4年、佐藤貴夫氏が16年、本坊正文氏が

4年となります。

4. 当社は、友永良二氏、佐藤貴夫氏及び本坊正文氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、友永良二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 所有する当社の株式の数には、役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
7. 当社は、保険会社との間で監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金・防衛費用の損害を填補することとしております。すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

1. 改定の目的

当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）に対する報酬については、2000年11月10日開催の株主総会においてご承認いただきました、月額20,000千円以内とは別枠で、2022年6月23日開催の第24期定時株主総会において、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することをご承認いただいております。

今般、経営体制の強化による対象取締役の増加及び近年の当社の状況等を総合的に勘案し、譲渡制限付株式報酬の上限を改定することにつきご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、本招集ご通知17頁記載の事業報告「2. (3) ④取締役及び監査役の報酬等」のとおりであります。なお、本議案が原案どおり可決された場合、当該決定方針を改定する予定であります。なお、本議案は改定後の当該方針に沿う内容となっており、相当であると判断しております。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり可決された場合、取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

2. 改定の概要

2022年6月23日開催の第24期定時株主総会において、「対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額40,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年5万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）」とすることをご承認をいただいておりますが、本議案において、「対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額60,000千円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）」に改定いたしたく存じます。

なお、上記の改定点を除いて変更はございませんが、譲渡制限付株式の割当てに当たっては、当社と対象取締役との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものいたします（以下、本割当契約により割当てを受けた譲渡制限付株式を、「本割当株式」という。）。

(1) 譲渡制限の内容

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限株式の無償取得

対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無

償で取得する。

(5) その他

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の一部の従業員に対し、上記同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 福岡市中央区天神二丁目 5 番55号
レソラ天神 5階「レソラホール」
TEL (092)-781-8888(代表)



交通のご案内

- 西鉄福岡（天神）駅より徒歩2分
- 地下鉄空港線天神駅より徒歩5分
- 地下鉄七隈線天神南駅より徒歩5分
- 天神バスセンターより徒歩3分

(お願い)

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。